

現況調査の実施について

平成 29 年度の更新時に実施します

国保組合は、同種同業の方々により形成され、健保適用にならない方が加入できる医療保険です。

医療保険者には、定期的に業態の確認を行うことが義務付けられておりますので、来年度の更新の際に 3 年ぶりの現況調査を実施いたします。

建設国保では、業種と業態を確認するため、下記の添付をお願いする予定ですので、あらかじめ必要書類の保存や、確定申告などのご準備をお願いいたします。

調査書に添付いただく証拠書類として

◆法人事業所の場合は

「登記簿謄本」または、「建設業の許可について(通知)」と、
組合員全員の、「健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬決定通知書」(直近の)

◆個人事業主や一人親方の場合は

「H28 年分の所得税の確定申告書B」または、「建設業の許可について(通知)」(有効期間内の)

◆個人事業所の従業員の場合は

・事業主が加入している場合は「給与所得の源泉徴収票」(支払者の名称・氏名の記載があるもの)

・事業主が加入していない場合は

事業主の「所得税の確定申告書(申告書B)」か、「建設業の許可について(通知)」と、
「給与所得の源泉徴収票」(支払者の名称・氏名の記載があるもの)

※確定申告書 B は、税務署の收受印か、電子申告の受付日時と受付番号が記載されている
ものがが必要です。

※確定申告書 B の「職業欄」で建設業 29 業種のいずれかを確認します。

分かりにくい場合は、工事「契約書」や、工事内容の「発注書」、「請求書と通帳のコピー」
など、工事を行った結果の収入の有無も確認できるよう、それぞれ複数枚添付願います。



☞ あらかじめ、具体的な工事業の内容を記入して申告いただくと、提出書類が少なく済みます。
(例:大工工事、板金工事、左官工事、防水工事、造園工事、電気工事、土木工事など)

※添付する証拠書類は全てコピーをお願いします。